

井林

たつ の り
- 瓦版第三十号 -

自由民主
LIBERAL & DEMOCRATIC

発行所: 自由民主党本部
東京都千代田区永田町1-11-23
電話: 東京03(3581)6211(代)

自由民主党
静岡県第二選挙区支部
〒426-0037
藤枝市青木3-13-8
TEL 054-639-5801
FAX 054-639-5802
Mail office@t-ibayashi.com
井林たつ の り 国会事務所
〒100-8981
東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館919号室
TEL 03-3508-7127
FAX 03-3508-3427

おかげさまで30号

突破せよ!

103万の壁

すべての人の笑顔の為に



井林たつ の り 検索

Ameba
《部内討議資料》



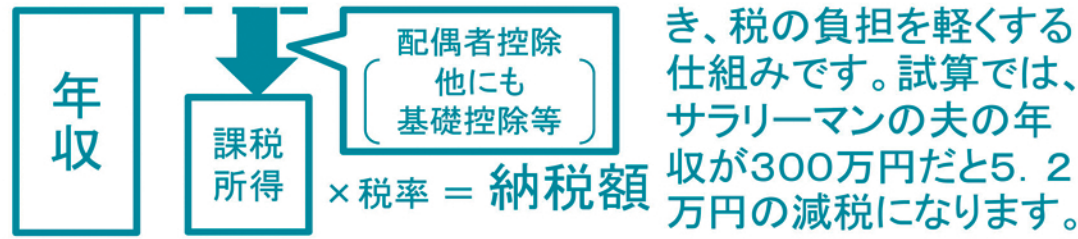
ポスター掲示
お願いします。

衆議院議員 井林たつ の り

生年月日 昭和51年7月18日(40歳)
住 所 藤枝市本町
本 籍 榛原郡川根本町(お茶農家)
【経歴】京都大学工学部卒業、同大学院環境工学修士
平成14年より国土交通省勤務、平成22年6月退官
平成24年12月、平成26年12月当選(二期目)
平成28年8月環境大臣政務官・内閣府大臣政務官
京都大学工学部非常勤講師も務める
【家族】妻・長女・次女
【趣味】野球、水泳
【好物】焼魚、白米、お茶

控除ってなに? ~税制議論で良く出てくる言葉~

平成29年度の税制議論で「配偶者控除」の議論がよく出てきました。しかし控除って何でしょうか? 控除とは、課税対象の所得を少なくすることで、納税額を減らす仕組みです。配偶者控除では、夫(または妻)の年収から38万円を差し引き、税の負担を軽くする仕組みです。試算では、サラリーマンの夫の年収が300万円だと5.2万円の減税になります。



“井林たつ の り”のスマイルメッセージ
第1・第3・第5<水曜日>8:10~放送
FM島田(76.5MHz)
ネットでも聞けます(<http://www.jcbasimul.com/>)

自民党 入党のお願い

政治の現場では、より多くの党員の皆様にお支え頂いていることは、「井林たつ の り」の発言力に直結致します。多くの方々に自民党入党をお願いします(総裁選への投票権があります)。党費は年間4,000円家族党员2,000円です。ぜひ、ご支援の程お願い申し上げます。下記FAX頂くか、電話(054-639-5801)又はメール(office@t-ibayashi.com)でお伝えください。
(志太・榛原以外のかたでも、静岡県第二選挙区支部党员に登録可能です)

FAX 054-639-5802

お名前 _____
※入党は個人名のみとなります。
住所 〒 _____
TEL/FAX _____ 生年月日 _____



内閣の一員として
安倍内閣を支えます!

突破せよ！103万の壁

～全ての人の笑顔の為に～

103万の壁。配偶者控除とは

妻が専業主婦か、収入があってもパートタイムなどで年収が103万円以下なら、夫の年収に関係なく税金が軽くなる。具体的には、夫の年間の給与収入から原則38万円を差し引き税の負担を軽くする(詳細裏面)。これが配偶者控除と呼ばれる制度です。

妻の年収が103万円を超えると、夫は控除の恩恵を受けられなくなって納税額が多くなり、これまで所得税を支払う必要が無かった妻にも納税の義務が生じます。結果、妻の年収が増えても世帯全体で見ると手取り収入が減る「逆転現象」が起きてしまいます。この逆転現象解決のため、1987年に夫の所得が1000万円以下なら、妻の年収が103万円を超えても141万円未満までは税負担が軽くなる「配偶者特別控除」を導入し、現状逆転現象は解消されました。

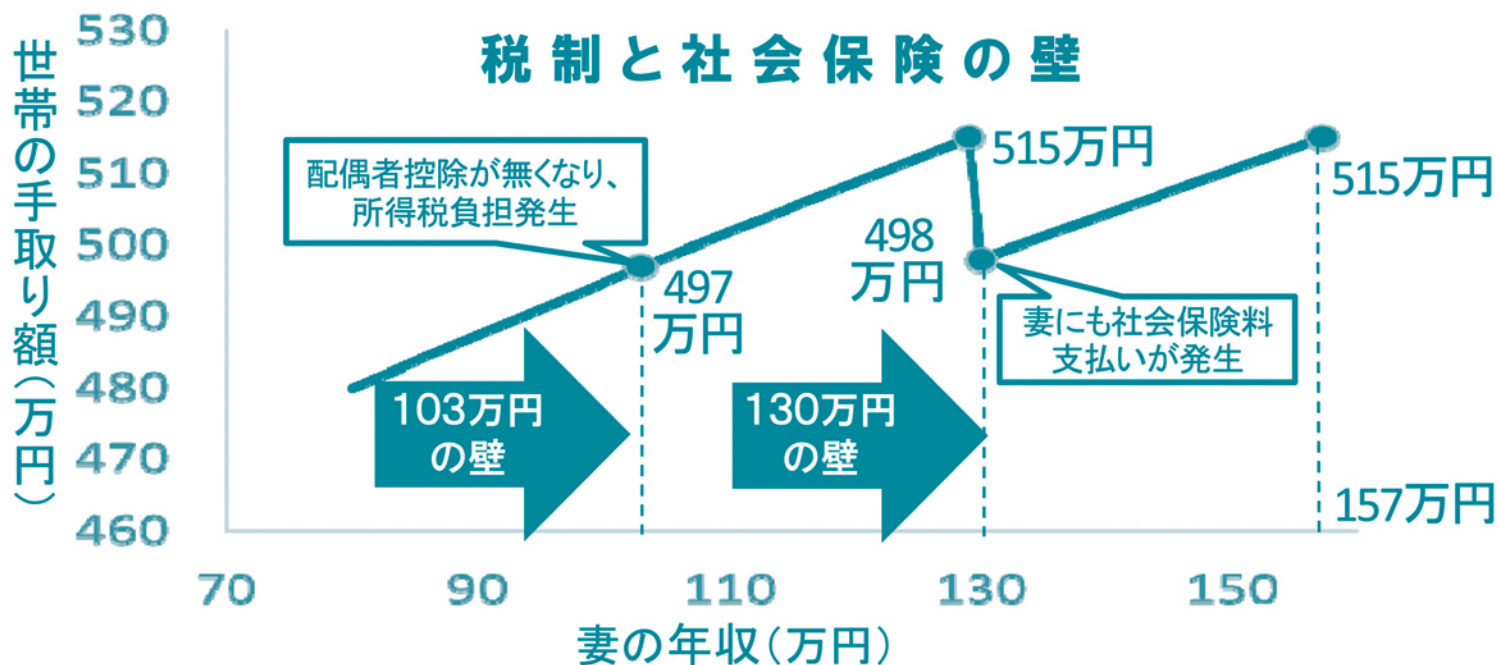
しかし、企業の「家族手当・配偶者手当」などを支給する際に配偶者の年収が103万円以下かどうかを判断基準にしているところが多く、結果として、103万円を強く意識した就業調整が行われている現実があります。

制度に縛られない選択肢を

この「103万の壁」をパートタイマーの多くが意識しています。また、30歳以上の既婚女性における収入分布でも年収100万円付近に飛びぬけた所得分布があります(付近の所得分布の2倍以上)。

今年度から最低賃金の時給を平均約25円上げたところ、「扶養から外れるから働く時間を減らしたい」と申し出るパートタイマーが多く出てきたという声も聞きます。これでは、最低賃金を上げて可処分所得を増やすという目的が達成できません。

今回の税制改正は、配偶者控除廃止を150万円にしました。これで「103万の壁」は無くなりました。次は「130万の壁」と言われていますが、年収130万円就業調整をしている分布は見られないのが現状です(労働時間基準もあるため見えにくい)。しかし！専業主婦の役割を評価する配偶者控除を残しながら、働きたい人が働きたいだけ働ける社会。つまりすべての方が、制度に縛られないライフスタイルを選択できるように不断の見直しを続けていきます！



夫の年収500万円のサラリーマンの場合の手取り(財務省試算)